

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】														
旧	新	備考												
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条(本約款の変更)            当社は、この約款を予告なく変更することがあります。約款が変更された後のテレビ会議多地点接続サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p>	<p>第1章 総則            (適用範囲)            第1条～第2条(略)</p> <p>当社は、本約款を予告なく変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(<a href="https://www.nttbiz.com/tariff/">https://www.nttbiz.com/tariff/</a>)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本約款の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他本サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p>													
<p>第4条(本約款の公表)            当社は、当社のホームページ(<a href="https://www.nttbiz.com/solution/vcs/member/">https://www.nttbiz.com/solution/vcs/member/</a>)その他当社が定める方法により、本約款を公表します。</p>	<p>第4条(本約款の公表)            当社は、当社のWebサイト(<a href="https://www.nttbiz.com/tariff/">https://www.nttbiz.com/tariff/</a>)において、本約款を公表します。</p>													
<p>第5条(用語の定義)            本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="120 751 981 1123"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9. 請求事業者</td> <td>本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限る)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～8(略)	(略)	9. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限る)	<p>第5条(用語の定義)            本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1111 751 2022 1094"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9. 請求事業者</td> <td>本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(本約款第39条の定めのとおり)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	1～8(略)	(略)	9. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(本約款第39条の定めのとおり)	
用語	用語の意味													
1～8(略)	(略)													
9. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限る)													
用語	用語の意味													
1～8(略)	(略)													
9. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(本約款第39条の定めのとおり)													
<p>第6条(略)</p>	<p>第6条(略)</p>													
<p>第7条(サービスの利用条件)            テレビ会議多地点接続サービスの利用にあたっては、会員は、会員の責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末を使用するものとし、また利用端末については、当社と保守契約を締結した場合を除いて、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第7条(サービスの利用条件)            本サービスの利用にあたっては、会員は、会員の責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末を使用するものとし、また利用端末については、当社と保守契約を締結した場合を除いて、責任を負わないものとします。</p>													
<p>第8条(サービスの利用方法)            テレビ会議多地点接続サービスの利用は、本約款に規定するほか、当社が別に定める方法・手順によるものとします</p>	<p>第8条(サービスの利用方法)            本サービスの利用は、本約款に規定するほか、当社が指定する申込書に定める方法・手順によるものとします</p>													

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
第2章 9条～13条（略）		
第3章 契約  第14条（契約の単位） 当社は、1の本サービス契約者識別番号につき1のテレビ会議多地点接続サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1の <u>テレビ会議多地点接続サービス契約</u> につき1人に限ります。	第3章 契約  第14条（契約の単位） 当社は、1の本サービス契約者識別番号につき1のテレビ会議多地点接続サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1の <u>本契約</u> につき1人に限ります。	
第15条（テレビ会議多地点接続サービス契約申込の方法） 本契約の申込をするときは、当社所定の契約申込書を、テレビ会議多地点接続サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、印鑑証明書、その他の公的機関が発行する証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。	第15条（本サービス契約申込の方法） 本契約の申込をするときは、当社所定の契約申込書を、テレビ会議多地点接続サービス取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、印鑑証明書、その他の公的機関が発行する証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。	
第16条（テレビ会議多地点接続サービス契約の承諾） 当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。 (1) 本契約の申込をした者が、申込にあたり、虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき (3) 本契約の申込をした者が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 3 当社は、会員以外の者には、 <u>テレビ会議多地点接続サービス</u> を提供しないものとし、会員以外の者に対しては、何らの義務及び責任を負わないものとします。	第16条（本サービス契約の承諾） 当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。 (1) 本契約の申込をした者が、申込にあたり、虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき (3) 本契約の申込をした者が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 3 当社は、会員以外の者には、 <u>本サービス</u> を提供しないものとし、会員以外の者に対しては、何らの義務及び責任を負わないものとします。	
第17条（略）		
第18条（最低利用期間） <u>テレビ会議多地点接続サービス（当社が別表にて定めるものに限り）</u> には、 <u>別表</u> に定めるところにより最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は提供を開始した日を起算開始日として別表に定める期間とします。 3 当社は、前項の最低利用期間内に会員からサービスの廃止または利用内容の変更の申し出があった場合には、当社が定める期日までに、 <u>残余期間に相当する利用額を会員に支払っていただきます。</u>	第18条（最低利用期間） 本サービスには、 <u>別紙1料金表別表</u> に定めるところにより、最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は提供を開始した日を起算開始日として本約款にて定める期間とします。 3 当社は、前項の最低利用期間内に会員からサービスの廃止または利用内容の変更の申し出があった場合には、当社が定める期日までに <u>最低利用期間の残余期間分に相当する利用額を一括で支払って頂きます。</u>	
第19条（利用権の譲渡等の禁止） 契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した権利について、譲渡、賃貸、担保提供等一切の処分を行うことはできないものとします。	第19条（利用権の譲渡等の禁止） 契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した権利について、譲渡、賃貸、担保提供等の処分を行うことはできないものとします。	
第20条～第21条（略）		

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第22条（その他の契約内容の変更）            当社は、契約者から契約内容の変更の請求があったときは、第15条（テレビ会議多地点接続サービス契約申込の方法）に規定する契約申込書等に記載した契約内容の変更を行います。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第16条（テレビ会議多地点接続サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書で申請していただきます。</p>	<p>第22条（その他の契約内容の変更）            当社は、契約者から契約内容の変更の請求があったときは、第15条（本サービス契約申込の方法）に規定する契約申込書等に記載した契約内容の変更を行います。</p> <p>2 前項の請求があったときは、当社は、第16条（本サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書で申請していただきます。</p>	
<p>第23条（契約者が行うテレビ会議多地点接続サービス契約の解除）            契約者は、テレビ会議多地点接続サービス契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。</p>	<p>第23条（契約者が行う本サービス契約の解除）            契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。</p>	
<p>第4章 利用中止等</p> <p>第24条（利用中止）            当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき</p> <p>(2) 天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由により本サービスを提供できない、もしくはそのおそれがあるとき</p> <p>(3) 当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき</p> <p>(4) 第三者から本サービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>第4章 利用中止等</p> <p>第24条（利用中止）            当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき</p> <p>(2) 天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由により本サービスを提供できない、もしくはそのおそれがあるとき</p> <p>(3) 当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき</p> <p>(4) 第三者から本サービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社 Web サイト等により 契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第25条（利用停止及び契約の解除）            当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます、会員契約を解除することができます</p> <p>(1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わないとき又は請求事業者が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を請求事業者から受けたとき</p> <p>(2) 第47条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき</p> <p>(3) 第49条（再販の禁止）の規定に違反したとき</p> <p>(4) その他、法令に違反したとき</p> <p>(5) 前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、<u>一切の責任を負わないもの</u>とします。</p>	<p>第25条（利用停止及び契約の解除）            当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます、会員契約を解除することができます</p> <p>(1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わないとき又は請求事業者が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を請求事業者から受けたとき</p> <p>(2) 第47条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき</p> <p>(3) 第49条（再販の禁止）の規定に違反したとき</p> <p>(4) その他、法令に違反したとき</p> <p>(5) 前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、<u>責任を負わないもの</u>とします。</p>	
<p>第5章 通信</p> <p>第26条（通信の品質等）            本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。</p> <p>2 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を<u>一切行わないもの</u>とします。</p>	<p>第5章 通信</p> <p>第26条（通信の品質等）            本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。</p> <p>2 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を行わないものとします。</p>	
<p>第6章 サービスの種類</p> <p>第27条（サービスの種類）            当社が提供するテレビ会議多地点接続サービスの種類は、別表のとおりとします。</p>	<p>第6章 サービスの種類</p> <p>第27条（サービスの種類）            当社が提供する本サービスの種類は、別表のとおりとします。</p>	
<p>第7章 料金</p> <p>第28条（料金及び工事に関する費用）            当社が提供する本サービスの料金は、<u>別表</u>に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、<u>工事費</u>とし、<u>別表</u>に定めるところによります。</p>	<p>第7章 料金</p> <p>第28条（料金及び工事に関する費用）            当社が提供する本サービスの料金は、<u>別表ご利用料金一覧表</u>に定めるところによります。</p> <p>2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、<u>工事費</u>とし、<u>別表工事料金一覧表</u>に定めるところによります。</p>	
<p>第29条（略）</p>		

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第30条（工事費の支払義務）  テレビ会議多地点接続サービス契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのテレビ会議多地点接続サービス契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>第30条（工事費の支払義務）  本サービス契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別表に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本サービス契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	
<p>第31条（料金の計算方法等）  当社は、テレビ会議多地点接続サービス契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>2 当社は、第29条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときに限り、利用料金を日割します。</p> <p>3 第2号の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第29条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。</p> <p>5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。</p>	<p>第31条（料金の計算方法等）  当社は、本契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。</p> <p>2 当社は、第29条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときに限り、利用料金を日割します。</p> <p>3 第2号の規定による利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第29条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。</p> <p>5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。</p>	
<p>第32条～第40条（略）</p>		
<p>第41条  第1項～第3項（略）</p> <p>4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社（契約事業者を含みます。以下第5項までにおいて同じとします。）はいかなる責任も負わないものとします。</p> <p>5 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に<u>いかなる責任も負担させないもの</u>とします。</p> <p>6 当社が会員に付与した会員番号は、会員が責任をもって管理するものとし、会員番号が悪用された場合、会員が<u>一切の責任を負うもの</u>とします。</p>	<p>第41条  第1項～第3項（略）</p> <p>4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社（契約事業者を含みます。以下第5項までにおいて同じとします。）は責任を負わないものとします。</p> <p>5 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>6 当社が会員に付与した会員番号は、会員が責任をもって管理するものとし、会員番号が悪用された場合に生じる不利益について<u>予め承諾</u>します。</p>	

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第42条（免責）            当社は、前条の場合を除き、<u>テレビ会議多地点接続サービス</u>の利用に関して、利用者に損害（その原因の如何を問いません）が生じても、<u>一切責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第42条（免責）            当社は、前条の場合を除き、<u>本サービス</u>の利用に関して、利用者に損害（その原因の如何を問いません）が生じても、責任を負わないものとします。  <u>2 契約者および参加者は本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</u>  <u>3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者および参加者に対し、サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。</u>  <u>4 当社は、契約者から本サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。</u>  <u>5 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</u></p>	
<p>第9章 雑則</p> <p>第43条（障害の発生）            当社が提供する<u>テレビ会議多地点接続サービス</u>設備について、障害が発生した場合、利用者は、直ちに当社に通知するものとし、通知がない場合、障害はなかったものとみなします。            2 前項の通知があった場合、当社は、当社の修理基準に従って、修理または復旧するものとします。</p>	<p>第9章 雑則</p> <p>第43条（障害の発生）            当社が提供する<u>本サービス</u>設備について、障害が発生した場合、利用者は、直ちに当社に通知するものとし、通知がない場合、障害はなかったものとみなします。            2 前項の通知があった場合、当社は、当社の修理基準に従って、修理または復旧するものとします。</p>	
<p>第44条～第45条（略）</p>		
<p>第46条（本サービスの廃止）            当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。            2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。            3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、<u>一切の責任を負わないものとします。</u>            4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに、あらかじめ契約者に通知します。</p>	<p>第46条（本サービスの廃止）            当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。            2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。            3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。            4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに、<u>Webサイト等</u>であらかじめ契約者に通知します。<u>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</u></p>	

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第47条(利用に係る契約者の義務)</p> <p>契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと</p> <p>(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと</p> <p>(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと</p> <p>(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p>(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと</p> <p>(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと</p> <p>(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと</p> <p>(8) その他、法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等(契約者識別符号(本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。)及び暗証符号をいいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。なお当社は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第47条(利用に係る契約者の義務)</p> <p>契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと</p> <p>(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと</p> <p>(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと</p> <p>(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと</p> <p>(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと</p> <p>(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと</p> <p>(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと</p> <p>(8) その他、法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと</p> <p>2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等(契約者識別符号(本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。)及び暗証符号をいいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。なお契約者は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより生じる損害があることを同意していただきます。</p>	

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第48条(知的財産権)</p> <p>本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物(本約款、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。)、その他一切の本サービスに関する著作権(著作権法第28条及び第29条の権利を含みます。)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権等は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。</p> <p>2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。</p> <p>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</p> <p>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。</p> <p>3 本条の規定は、<u>テレビ会議接続サービス契約</u>の終了後も効力を有するものとします。</p>	<p>第48条(知的財産権)</p> <p>本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物(本約款、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。)、その他一切の本サービスに関する著作権(著作権法第28条及び第29条の権利を含みます。)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権等は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。</p> <p>2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。</p> <p>(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、<u>バイナリーコードからソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウ、その他の情報を取得するための解析行為を行わないこと。</u></p> <p>(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。</p> <p>(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。</p> <p>3 本条の規定は、<u>本サービス契約</u>の終了後も効力を有するものとします。</p>	
第49条(略)		
<p>第50条(個人情報の取扱い)</p> <p>当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、<u>当社が別に定めるところ</u>によります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、<u>当社が別に定める手数料の支払いを要します。</u></p>	<p>第50条(個人情報の取扱い)</p> <p>当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、<u>プライバシーポリシー</u>(<a href="https://www.nttbiz.com/privacy_policy/">https://www.nttbiz.com/privacy_policy/</a>)に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、<u>プライバシーポリシー</u>(<a href="https://www.nttbiz.com/privacy_policy/">https://www.nttbiz.com/privacy_policy/</a>)に定める手数料の支払いを要します。</p>	
第51条～第53条(略)		
	<p>第54条(特約)</p> <p><u>この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。</u></p>	



テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>附則 この約款は、平成9年8月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成15年5月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成16年12月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成20年6月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成22年6月1日より実施します。</p> <p>附則 (実施期日) 1 この改正約款は、平成27年3月27日より実施します。 (経過措置) 2 契約者は、この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している本サービス契約については、この改正規定実施の日において、請求事業者へ譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のおりとしします。</p> <p>附則 この改正約款は、平成29年9月29日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和元年10月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和元年10月25日より実施します。</p>	<p>附則 この約款は、平成9年8月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成15年5月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成16年12月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成20年6月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、平成22年6月1日より実施します。</p> <p>附則 (実施期日) 1 この改正約款は、平成27年3月27日より実施します。 (経過措置) 2 契約者は、この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している本サービス契約については、この改正規定実施の日において、請求事業者へ譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のおりとしします。</p> <p>附則 この改正約款は、平成29年9月29日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和元年10月1日より実施します。</p> <p>附則 この改正約款は、令和元年10月25日より実施します。</p> <p>附則 <u>この改正約款は、令和2年4月1日より実施します。</u></p>	

